

平成30年度 第8回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成30年11月26日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第8回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成30年11月26日(月) 午後1時15分～午後3時45分

3 場所

福島市市民活動サポートセンター A会議室

4 議事

- (1) (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価準備書について(事業者による説明、質疑応答等)
- (2) (仮称)松川水原太陽光発電事業環境影響評価方法書について(事業者による説明、質疑応答等)
- (3) (仮称)熱海南太陽光発電事業環境影響評価方法書について(事業者による説明、質疑応答等)
- (4) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価準備書について(知事意見答申案)
- (5) その他

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稲森悠平委員(審査会長)、遠藤菜緒子委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、高荒智子委員、濱田幸雄委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員 以上10名

(2) 事務局

主任主査 國分作裕、副主査 新村博、副主査 小島央 以上3名

(3) 傍聴者

一般4名、報道機関0名

6 議事内容

■開会

■議事録署名人の選出

稲森会長が伊藤委員、由井委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価準備書について(事業者による説明、質疑応答等)

事業者が、同準備書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

質問番号47について、回答では、想定している風力発電機のカットイン風速の変更可否についてはメーカー協議が必要なので現段階では不明と書かれて

います。

準備書本編の638から640ページに、コウモリ類の発する超音波周波数と音声録音ファイル数の結果があります。これによると、高度30メートル及び50メートルでは、20キロヘルツ付近の録音数ファイル数が1000個近くあり、最大となっています。高い高度を飛ぶコウモリ類としてヒナコウモリやヤマコウモリが挙げられ、風力発電機がこれらコウモリ類の移動に影響を及ぼす可能性があり、予測に不確実性があるため事後調査を行うことになっています。

事後調査によりコウモリ類が風力発電機に衝突していることが判明した場合、カットイン風速を上げる措置が必要になりますが、そもそも、事前にカットイン風速を変更できる機種を導入しなければ、コウモリ類の保護措置をとることができません。カットイン風速を変えることができなければ、風力発電機を止めなければならなくなり、結果的に事業者にとって不利益となります。このことをよく検討してください。

また、質問番号8の回答で、「最遠距離空間での照射半径が約4メートル」とありますが、あまりに短いので40メートルの誤りではないですか。これに関する説明を評価書に記載してください。

(稲森会長)

以前、由井先生から、コウモリ類の忌避を目的とした超音波発生装置があり、そのような機器を風力発電機のナセル等に設置する方法も検討の価値があるのではないかと意見がありました。カットイン風速の件も含めて検討してください。

(井上専門委員)

資料2の47ページで、土壌中の放射性物質濃度が1キログラム当たり8000ベクレルを超える地点が確認されたとありますが、具体的な地点と測定結果を教えてください。

(事業者)

空間線量率については準備書の1033ページ、土壌中の放射性物質濃度については1043ページに記載しています。

(井上専門委員)

土壌の放射性物質濃度結果のうち、最大値は1キログラム当たり20000ベクレルとなっています。川内村の貝の坂地区や五枚沢地区は、村内で比較的

空間線量率が高かった地区でした。そのような地区に風力発電所を建設する計画なので、調査地点数が不足していると思います。

事業実施区域内の線量分布を把握するため、歩行サーベイを行うとともに、すべての風力発電機の設置地点においても空間線量率を測定する必要があります。また空間線量率の高い地点については土壌中の放射性物質濃度を測定する必要があります。

(事業者)

現地での施工の際、作業員の放射線防護の観点からも詳細な測定を実施する予定です。空間線量率についてはすべての風力発電機設置地点で測定し、必要に応じて土壌中の放射性物質濃度も測定します。

(井上専門委員)

事業実施区域は避難指示区域であったところなので、放射線に関する測定はしっかり実施してください。また、先ほど発言された内容を具体的に評価書の記載してください。

(事業者)

承知しました、施工の際に詳細な測定を行うことを評価書に記載します。

(井上専門委員)

質問番号15の回答において、放射性物質濃度が1キログラム当たり8000ベクレルを超える廃棄物を外部に持ち出す場合は、指定廃棄物の指定を国に申請するとあります。一方、環境省は、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染により発生した廃棄物については国の責任で処理するとしています。

このような背景があるなかで、本事業により発生する廃棄物が指定廃棄物になる可能性があることについて、環境省福島地方環境事務所等に相談に行っていますか。

(事業者)

まだ相談に行っていないので、今後相談したいと思います。

(井上専門委員)

これから相談に行くのではなく、廃棄物に関する懸案事項を事前に調整したうえで、その内容を準備書に記載することが重要です。

(稲森会長)

過去の現地調査の際、環境省福島地方環境事務所の担当者に対し、放射線の防護措置を確実にとったうえで、放射性物質濃度が高い土壌が存在する地域で事業を行う場合の土壌の取り扱い方法を質問しました。環境省担当者の回答は、所有者が同一の土地間での移動であれば問題ないとのことでした。

本事業では、土地所有者の状況はいかがですか。

(事業者)

風力発電機10基のうち、9基分が国有林で1基分が川内村村有林です。まだ協議中ですが発電所の供用中は、土地の貸与を受ける予定です。

(井上専門委員)

廃棄物が発生した際、基本的には対象事業実施区域から搬出しないということになっています。質問番号16について、伐採木を現地で破砕してリサイクルするとしていますが、破砕すると単位体積当たりに含まれる伐採木の量が増加し、結果として単位重量当たりの放射性物質濃度が高くなる可能性があります。その場合の対応が決まっていないなど、放射性物質に関する対応が不十分なので、関係機関等とよく協議してください。

また、現地で工事作業にあたる作業員の方の放射線防護についても十分検討してください。

以上の検討結果を評価書に記載してください。

(事業者)

わかりました。現地での破砕処理の是非についても関係機関と協議したうえで対応を検討します。作業員の被ばく管理については環境影響評価の項目ではないので評価書には記載しませんが、適切に対応する考えです。

(稲森会長)

井上専門委員のご意見は、本件に限ることではなく、放射性物質による影響を受けている地域で事業を実施する計画に対して共通の内容です。この問題に対して一定のルールを決めておけばよいと思います。

他に質問がなければ本件の審議を終わります。

(2) (仮称)松川水原太陽光発電事業環境影響評価方法書について (事業者による説明、質疑応答等)

事業者が、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対

する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要は次のとおりであった。

(高荒委員)

事業計画地は過去に農用地として開発された場所なので、当時利用した農業用の配管やシートが残置されている可能性はありませんか。

(事業者)

現段階で確認はとれていませんが、今後土地改良区から詳細な図面等の書類を提供いただく予定なので、その際に確認します。

ただ、現地では地形を利用した排水方法を採用しているので、地下に配管が埋まっていることはないと思います。よって、開発当時から、防災調節池などの施設もありません。

(由井委員)

質問番号5と10について。平成33年3月までに東北電力の系統に連系できない場合、本事業計画はどうなるのですか。

(事業者)

現在東北電力と系統連系について準備中ですが、東北電力側の工事の準備が遅れているため、系統連系予定日が1年程度遅れ、平成34年3月頃となる見込みです。ただし、この程度の遅れであれば事業に大きな影響はありません。

(由井委員)

わかりました。

質問番号13について。事業者回答では、鳥類の調査について「夏季と秋季の結果を準備書までにまとめ、冬季、春季、初夏(繁殖期)の調査結果を評価書までにまとめる」とあります。現地を確認したところ、猛禽類が生息している状況ではないように思いましたが、他の鳥類に関する調査結果が得られる時期が、評価書までずれこむか間に合わない可能性があります。

制度上、この手続きは適切なのですか。

(事務局)

評価書までにすべての調査結果がまとまることになっており、評価書を公告しなければ事業に着手できないので、その時点までには内容を確認できると認識しています。

(稲森会長)

事業者さんには、十分な調査を求めます。

(事業者)

現在の計画では2019年8月に着工したいと考えていますが、農地転用の手続きに時間がかかるため、2～3か月遅れる見込みです。また、第3発電所については事業面積の縮小も想定しています。

(由井委員)

太陽光発電用地が163.7ヘクタール、残置森林が25.3ヘクタールとなっていますが、今後、森林の伐採面積を増やすということはないですか。

(事業者)

現在の計画で十分な発電面積を確保できるので、計画以上の伐採は行いません。

(稲森会長)

先日の現地調査の際、事業者さんから雑草を堆肥化する話がありました。その仕組みを簡単に教えてください。

(事業者)

堆肥化の簡単な仕組みについて概略を示しますと、反応槽に雑草と下水処理場の汚泥を混合して超活性酸素を供給して発酵させ、堆肥化します。この手法により、二酸化炭素の発生を抑制して短期間で堆肥化できるようにします。

(井上専門委員)

質問番号4の回答について。事業実施区域周辺の空間線量率が0.10～0.20 μ Sv/hとありますが、これは除染が行われた場所の値ですか。

(事業者)

事業実施区域周辺は除染が行われていません。

(井上専門委員)

質問番号15の回答について。調整池の浚渫土砂を仮置き場に保管し、中間貯蔵施設に排出するとありますが、事業者の判断でこのような処理はできないので、環境省等の関係機関と協議してください。

(事業者)

わかりました。

(稲森会長)

他に質問がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称)熱海南太陽光発電事業環境影響評価方法書について (事業者による説明、質疑応答等)

事業者が、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要は次のとおりであった。

(由井委員)

質問番号11の回答について。対象事業実施区域内の残置森林が非常に多いのですが、今後も太陽光発電施設は追加しないとのこと。また、環境影響評価を行う規模は、対象事業実施区域全域ということですね。

(事業者)

対象事業実施区域はもともとゴルフ場の計画地でした。通常であれば太陽光発電事業に必要な土地のみを購入するものだと思いますが、当社の企業理念として、環境にできるだけ配慮して事業を展開したいという考えのもと、土地を一括して購入することにしました。

また、太陽光発電施設の設置面積は約72ヘクタールですが、環境影響評価については対象事業実施区域全域を対象とします。

(遠藤委員)

質問番号20について。質問の意図は、安積疏水が事業計画地内ではすべて暗渠になっていると聞いていたのですが、実際は開渠部分があるのか否かということでした。

(事業者)

事業区域内で安積疏水が開渠になっている箇所はあります。

(遠藤委員)

わかりました。

(稲森会長)

再生可能エネルギーは不安定な電源であり基幹電源との関係が重要になるので、今後、送電線の適正な計画、電力会社との連携についても検討していくことが重要だと考えます。以上で本件の審議を終わります。

(4) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価準備書について(知事意見答申案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

当日午前中に開催した福島県環境影響評価庁内連絡会議において、答申案に対する修正意見が出されたことから、継続審議することとなった。

(7) その他

今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

■閉会